

# 中小企業新事業展開応援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響下で、県内中小企業者が経営力強化のため取り組むコロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に対して応援します。

## ●補助対象者 次の①、②の条件を満たすもの

- ①兵庫県内に事業所を有する中小企業者
- ②申請前の直近の6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

## ●補助対象事業

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開（業態やサービス提供方法等の変更や追加）に係る取組み

- 例1) 小売業者が対面販売に加えてECサイトを構築したネット販売を実施  
例2) 弁当販売店（飲食業）が高齢者向けの宅配事業を新たに展開  
例3) ヨガ教室（サービス業）が密を回避するためにオンライン形式のヨガ教室を開始 等

## ●補助対象経費

補助対象事業の遂行に必要な経費

- 例) 設備・システム導入費、建物改修費、ECサイト構築費、広告宣伝費、開発費 等

## ●申請期間

令和3年7月5日（月）～令和3年7月30日（金）必着

## ●補助金額

補助対象経費（税抜き）	補助金額
50万円以上～70万円未満	35万円
70万円以上～100万円未満	50万円
100万円以上～150万円未満	75万円

※補助対象経費が50万円未満または150万円以上となる場合は、申請できません。

## ●申請方法

申請に必要な様式、手続き方法等は兵庫県のホームページよりご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyoshinzigyotenkaioen.html>

問い合わせ先 兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課 電話：078-362-3326

神河町商工会 本所 電話：0790-32-0295

大河内支所 電話：0790-34-0641